随意契約理由書

1	業務	3名	平成 29 年度阪神高速道路の交通管制等に関する調査
			検討業務
2	業者	名	阪神高速技研株式会社

3 随意契約理由

本業務は、当社の交通管制システムの機能向上を図るため、交通管制の主要な機能である情報収集・処理・提供及に関する検討を行うとともに、交通管制やその他ITS 関連技術の調査・整理を行い、次期あるいは将来の交通管制システムのあり方及び導入すべき機能について検討・整理することを目的としている。あわせて、交通技術委員会等の運営を行う。

業務の円滑かつ効率的な実施のためには、当社の交通管制システム等における道路交通情報の収集・処理・提供の機能及び運用方法に精通した上で、当社の意図を的確かつ迅速に反映し、更なるお客さま視点の情報提供を実現するための道路交通情報提供に関する技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。

阪神高速技研株式会社は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された法人であり、過年度より実施してきた交通管制に関する業務を通じて、当社の交通管制システム等における道路交通情報の収集・処理・提供の機能及び運用方法を熟知しているのみならず、共通の経営目的をもって業務を行い、お客さま視点の情報提供を実現するための道路交通情報提供に関する技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。

よって、同社は、他社よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。

阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。